

令和7年度 羽生市創業支援事業補助金

※補助金の交付は、予算の範囲内で行います。予算の上限に達した場合、募集期間内でも募集を締め切る場合があります。

※下記の補助金採択基準により、事業計画等の審査を行ったうえで交付決定をするため、審査の結果、補助金が交付できない場合もあります。補助金の審査は、申請書類の收受順で随時行われます。

【補助金】

(1) 補助対象事業及び補助率

- ①市内創業事業（補助率：1/2以内）補助対象者が実施する事業
- ②女性創業事業（補助率：2/3以内）女性の補助対象者が実施する事業
- ③移住創業事業（補助率：2/3以内）市内に住所を移し、1年以内の補助対象者が実施する事業

(2) 補助上限額 100万円

(3) 補助対象経費

【商業登記費】個人の場合は商号登記、会社の場合は法人登記に係る法務局への申請に要する費用

【事業所等改装費】事業の実施に必要な事業所等の改装費

【備品購入費】事業の実施に必要な3万円以上の備品の購入費用（中古品および車両を除く）

【広報費】販路の開拓に係る広告宣伝費、パンフレット印刷費、展示会出展費等

【委託費】会社設立に係る司法書士等への支払費用、市場調査等の外部委託費等

【補助金採択基準】

以下の採択基準の内容に基づき、補助金の交付を決定します。

- ①「創業計画書の内容」②「自己資金割合」③「出店場所」④「創業時年齢」
- ⑤「市外からの転入等」⑥「空店舗・空家利用」⑦「雇用人数」⑧「地域課題の解決」
- ⑨「商工関係団体への参加」⑩「市内経済循環への貢献・地域の魅力向上」等

【募集期間】令和7年4月1日（火）～令和8年1月30日（金）17時（必着）

【提出先】

羽生市経済環境部商工課

住 所：〒348-0058

：羽生市中央3-7-5 市民プラザ内

受付日時：月～金曜日（土日祝及び年末年始を除く。）／9:00～17:00

※商工課に直接ご持参ください。

【ご注意】

- ① 補助金の申請に際しては、羽生市創業支援等事業計画における特定創業支援等事業を受けたことを証する証明書が必要です。
- ② 補助対象経費に係る購入・発注等の実施は、補助金の申請後、市から「羽生市創業支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）」を受けてから行ってください。補助金申請前に補助対象経費に係る購入・発注等を実施した場合には、補助金は交付されません。
- ③ 補助対象者の対象年齢は、交付申請時において50歳未満の者です。

【資料】

補助金の申請に必要な資料は、商工課窓口又は市ホームページで配布します。

【お問合せ】

羽生市経済環境部商工課 電話番号：048-560-3111